

「契約条項」に対する申入れ・要請と回答

【一般約款】

	COJからの2022.10.19付 再申入れおよび要請			フェニックスからの2023.1.16付回答	COJからの2023.4.19付 申入れ	フェニックスからの2023.6.18付回答
	条文	申入れおよび要請の趣旨	申入れおよび要請の理由			
申入れ事項①	2. 乙は申込金、預かり金を支払い契約が成立した後、乙より契約の解除が行われた場合には、乙は甲へ申込金、預かり金の返還を請求できないものとします。また、契約成立前である場合、乙より返還先等の金融機関名、連絡先を記載した書面(FAX、メール可)をもって、甲は返還請求を受け付けるものとします。返還は原則振込とし、振込手数料は乙の負担とします。	削除を求めます。	契約成立後、乙からの解除の時期にかかわらず一律に、乙が申込金、預り金の返還請求をできないとする条項は、消費者契約法9条1号に違反し無効と考えます。	2. 申込金(預かり金)は、乙より返還先等の金融機関名、連絡先を記載した書面(FAX、メール可)および甲が発行した領収書の提示をもって、甲は返還請求を受け付けるものとします。返還は原則振込とし、振込手数料は乙の負担とします。		
申入れ事項②	7. 甲が本契約に甲の都合により応じられない場合、乙は一切の異議申立を致しません。この場合、申込金はそのまま乙に返還されるものとします。	削除を求めます。	甲が自己の都合により契約に応じられない場合とは、甲に債務不履行責任が発生する場合であり、かかる債務不履行責任を一律に免除する規定は消費者契約法8条1項1号に反し無効と考えます。	甲が本契約を、甲の責めに帰することのできない事由等(自然災害や予見出来ない故障、紛争、犯罪行為など)により応じることができなくなった場合、甲乙協議の上、代替車輛にて再契約もしくは申込金および支払い済みの代金をそのまま乙に返還するものとします。		
申入れ事項③	9. 契約車輛が中古車である場合、乙は本契約書に記載の走行距離・前使用者の使用態様等により通常生じる瑕疵について、一切の異議申立を致しません。保証書の交付を受けている場合は、その範囲内の保証が為されるものとします。	削除を求めます。	「本契約書に記載の走行距離により通常生じる瑕疵」をどのような瑕疵を想定しているか不明ですが、仮にその瑕疵が甲の(重)過失をも起因する場合、一切の異議申立を認めないことは、甲の責任を免除するもこととなり消費者契約法8条1項(甲の態様によって1号乃至4号のいずれか)に反すると考えます。また、通常生じる瑕疵が契約の内容に適合しない場合に該当する場合には、同条2項に反すると考えます。	契約車輛が中古車である場合、納車前に行く自主点検および車両点検、法定点検等は、点検実施時点での車輛の状態を点検するものであり、次回検査までの車輛状態及び安全性等を保証するものではありません。その為、契約車輛の初度登録からの経過年数・走行距離、前使用者および乙の使用態様等により、納車後に顕現した不具合については、乙が保証特約に加入し保証書の提示がなされた場合に、その保証範囲の責任において修理を行うものとします。		
申入れ事項④	10. 乙は甲が適用する保証の修理は、場所を問わず、甲の指定工場への車輛持込を条件として契約いたします。なお、持込費用は乙の費用と致します。保証無で契約した場合の修理費用については、乙の全額負担となります。	削除を求めます。	車輛に修理が必要な場合とは、甲に責めに帰すべき事由があつて修理が必要な場合も含むものであり、その場合にまで、乙が、持込費用(保証有の場合)、修理費用(保証無の場合)を負担することは、消費者契約法8条1項1号又は2号に反し無効と考えます。	乙の希望により加入した保証特約は、修理工場等への入庫前に甲への事前連絡および甲が承諾した修理工場等への車輛入庫を条件としています。甲への事前連絡のない修理および保証特約に加入していない場合の修理費用および持込費用については、原則、乙の全額負担となります。	一般約款10項のうち、下線部分につき、修正ないし削除を求めます。 10.乙の希望により加入した保証特約は、修理工場等への入庫前に甲への事前連絡および甲が承諾した修理工場等への車輛入庫を条件としています。甲への事前連絡のない修理および保証特約に加入していない場合(甲に帰責事由がある場合を除き)の修理費用および持込費用については、原則、乙の全額負担となります。	
申入れ事項⑤	12. 乙は下取車・買取車がある場合は、甲の指定された日までに引き渡します。下取車・買取車に関する書類は車輛の引き渡し日までに甲へ交付します。また甲に引き渡すまでの間に状態に変化が生じた場合は、甲に再査定された価格をもって下取・買取価格とされても異議はありません。万一、乙は再査定をした価格により後日甲より何らかの請求があった場合は甲に指定された日までに支払いを致します。下取車・買取車の残留物は、引渡しをもって乙は所有を放棄したものとみなし、甲に残留物を破棄されても乙は異議申立、金銭の要求等を一切致しません。	左記下線部の削除を求めます。	下取車を甲が再査定した場合、その再査定価格をもって下取・買取価格を乙に強いるのは、乙の下取契約に関する契約の自由を一方的に奪うものであり、消費者契約法10条に違反し無効と考えます。	下取車・買取車がある場合、乙は甲の指定された日までに引き渡し、下取車・買取車に関する必要書類は車輛の引き渡し日までに甲へ提出します。また、下取車・買取車の残留物は、車輛引渡しをもって乙は所有を放棄したものとみなし、甲に残留物を破棄されても乙は異議申立、金銭の要求等を一切致しません。		
要請事項①	15. 甲が引渡した車両に契約不適合がある場合でも、乙が、引渡しから6ヶ月以内にその旨を甲に通知しないときは、乙は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。	引渡しから6ヶ月以内を引渡しから1年以内にすることを要請します。	民法は、契約不適合責任の追及期間を、買主がその不適合を「知ったときから1年」としております。この部分は任意規定ですので期間を短縮できますが、起算時期を「知ったときから」ではなく「引渡しから」とするのであれば、期間は条文通り1年にしていただきたいと考えます。	甲が引渡した車両に契約不適合がある場合でも、乙が、引渡しから1年以内にその旨を甲に通知しないときは、乙は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。		

【注意事項】

	COJからの2022.10.19付 再申入れおよび要請			フェニックスからの2023.1.16付回答	COJからの2023.4.19付 申入れ	フェニックスからの2023.6.18付回答
	条文	申入れおよび要請の趣旨	申入れおよび要請の理由			
申入れ事項⑥	2.甲の無料によるサービス等の御用命事項について、乙は一切のクレームを致しません。また、その御用命事項の再依頼は、通常価格による金銭が発生することを乙は了承しております。	左記下線部の削除を求めます。	無料によるサービスであっても、同サービスに甲の責めに帰する問題があり、これにより乙が損害を被った場合、甲には債務不履行責任が発生し、かかる責任を免除する規定は、消費者契約法8条1項号に違反し無効と考えます。	甲の無料によるサービス等の御用命事項について、修正や修復などの作業を再依頼いただく場合は、通常価格による金銭が発生することを乙は了承しております。		
申入れ事項⑦	5.乙は写真画像を①写真をそのまま掲載 ②写真を素材として使用 ③ネット上による表示 ④展示に使用することを許諾します。甲は乙の許諾した範囲の中で適切な使用を心掛けます。万一、思いもよらぬ損害が乙に生じた場合、甲に賠償義務が無いことを了承しております。	削除を求めます。	写真画像の使用方法について甲に帰責性があつた場合、それによって乙が損額を被つた場合には、甲に不法行為責任又は債務不履行責任が発生し、かかる責任を免除する規定は、消費者契約法8条1項3号又は1号に違反し無効と考えます。	乙は写真画像を①写真をそのまま掲載 ②写真を素材として使用 ③ネット上による表示 ④展示に使用することを許諾し、甲は乙の許諾した範囲で適切に使用します。乙に許諾頂いた範囲で適切に使用したにもかかわらず、甲乙ともに想定しえない損害が乙に生じた場合、甲に賠償義務が無いことを了承しております。		
申入れ事項⑧	7.乙は現車に社外パーツが取付けられている場合、自動車の引渡しを受ける際は、乙の注文と相違がないことを、確認のうえ引渡しを受けるものとします。ただし、前項のとおり次の検査までの車輛故障及び安全性等を保証するものではありません。検査時にはパーツを変更し再取付けによる部品費用、工賃について金銭が発生することを乙は承いたします。また、社外パーツ取付けによる不具合について乙は甲へ一切のクレーム、損害賠償、キャンセル等を致しません。	左記下線部の削除を求めます。	社外パーツの取付方法に不具合があり、甲にその不具合を見落とす等帰責性が存する場合、かかる責任を免除する規定は、甲の債務不履行責任を免除する規定であり、消費者契約法8条1項号に違反し無効と考えます。	乙は現車に社外パーツが取付けられている場合、自動車の引渡しを受ける際は、不具合等を含め契約内容と相違がないことを確認のうえ引渡しを受けるものとします。ただし、前項のとおり次回検査までの車輛故障及び安全性等を保証するものではありません。次回検査時にパーツを変更・再取付けによる部品費用、工賃などの金銭が発生する場合があること、社外パーツおよび社外パーツに起因する不具合について保証特約の対象外であることを乙は了承いたします。また、社外パーツおよび社外パーツに起因する不具合について乙は甲へ一切のクレーム、損害賠償、キャンセル等を致しません。	注意事項7項のうち、下線部分につき削除を求めます。 7.乙は現車に社外パーツが取付けられている場合、自動車の引渡しを受ける際は、不具合等を含め契約内容と相違がないことを確認のうえ引渡しを受けるものとします。ただし、前項のとおり次回検査までの車輛故障及び安全性等を保証するものではありません。次回検査時にパーツを変更・再取付けによる部品費用、工賃などの金銭が発生する場合があること、社外パーツおよび社外パーツに起因する不具合について保証特約の対象外であることを乙は承いたします。また、社外パーツおよび社外パーツに起因する不具合について乙は甲へ一切のクレーム、損害賠償、キャンセル等を致しません。	7.乙は現車に社外パーツが取付けられている場合、自動車の引渡しを受ける際は、不具合等を含め契約内容と相違がないことを確認のうえ引渡しを受けるものとします。ただし、前項のとおり次回検査までの車輛故障及び安全性等を保証するものではありません。次回検査時にパーツを変更・再取付けによる部品費用、工賃などの金銭が発生する場合があることを承いたします。また、社外パーツおよび社外パーツに起因する不具合については、甲の帰責事由がない場合、乙は甲へ一切のクレーム、損害賠償、キャンセル等を致しません。
申入れ事項⑨	8.並行輸入車の走行距離については、現車のメーターに表示されている走行距離を各種広告媒体や契約書類等に表記しています。本国(輸出元)での実際の使用状況、使用状態及び走行距離を保証するものではありません。また、これに基づくキャンセルは受け付けられません。	左記下線部の削除を求めます。	走行距離について表記に誤りがあった場合、①当該記載は不実の告知となり、不実告知については業者の認識を問わないので、乙は本件契約を取り消すことができ(消費者契約法4条1項1号)、②さらに、消費者は錯誤取消(民法95条)を主張できます。にもかかわらず、かかる場合にも取り消しを認めない条項の削除を求めます。	契約車輛が並行輸入車の場合、各公告媒体や契約書類等には、現車のメーターに表示されている走行距離を表記しています。乙は実際の走行距離については不明であることを承知の上、契約締結を致します。なお、本国(輸出元)での実際の使用状況、使用状態及び走行距離を正確に確認することは不可能であるため、走行距離不明を理由としたキャンセルはお受けできません。		
申入れ事項⑩	9.甲は乙の要望により記載した事項について、甲に責任賠償義務が無いことを了承しております。また乙は甲へ一切のクレーム、キャンセル等を致しません。	削除を求めます。	乙の要望であっても、記載した事項は契約の内容となり、かかる記載に違反し、その違反について甲に帰責性がある場合、甲には債務不履行責任が発生します。かかる責任の免除を規定することは、消費者契約法8条1項号に違反し無効と考えます。	全文削除します		